

# SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会  
Japan Young Lawyers Association  
Attorneys and Academics Section

N°637  
2024・3・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階  
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141  
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- 強制不妊訴訟大阪高裁、再び『逆転勝訴』判決…………… 辻川圭乃  
京都市の団体交渉拒否を違法とし、組合への賠償を命じた京都地裁判決…………… 大河原壽貴  
名張毒ぶどう酒事件の最高裁決定 ～ $\frac{1}{5}$ の無罪判決付死刑判決～…………… 夏目武志  
STOP 共同親権 一家族法改正に関する問題点…………… 岡村晴美  
〈新春特別企画〉憲法委員会企画座談会  
「ジェンダー問題と法律家の役割」〈第1回〉—「らしさ」に抗う  
清末愛砂 / 太田啓子 / 大崎茉耶 / 河西拓哉 / 広谷 渉  
【議長トーク】「70周年記念集会におあつまりください!」…………… 笹山尚人  
「テレビ輝け! 市民ネットワーク」について…………… 杉浦ひとみ  
青法協創立70周年記念集会にぜひご参加を!…………… 北村 栄  
～楽しく学べて、刺激のある企画満載です～  
〈シリーズ: 憲法と私⑭〉私と憲法97条…………… 守屋智大



春の海

# 強制不妊訴訟大阪高裁、再び『逆転勝訴』判決

大阪 辻川 圭乃 たまの  
(旧優生保護法大阪訴訟弁護団)

## 一 再び逆転勝訴判決

大阪高等裁判所において、令和六(二〇二四)年一月二六日、強制不妊訴訟に対して、再び逆転勝訴判決が言渡された。

判決は、強制不妊手術を定めた旧優生保護法四ないし二三条の規定が、子を産み育てるかどうかについて意思決定をする自由及び自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由を明らかに侵害するとともに、特定の障害等を有する者に対して明らかに合理的な根拠のない差別的取扱いをするものであり、明らかに憲法二三条及び一四条一項に反して違憲であるとした。そして、強制不妊手術を受けさせられた聴覚障害のある妻の肉体的及び精神的苦痛に対する慰謝料は二三〇万円が、盲ろうの夫の精神的苦痛に対する慰謝料は二

〇〇万円が相当と認めた。

優生保護法被害大阪訴訟では、令和四(二〇二二)年二月二二日の高裁判決に続く、逆転勝訴判決であった。

これで、全国では、高裁で六つ目、地裁も合わせると九つ目の被害者側勝訴判決となった。

## 二 大阪地裁判決(原判決)

原判決は、憲法違反を認めただうえで、除斥期間についても、起算点を手術時とした上で、「旧優生保護法の平成八(一九九六)年改正等を踏まえ、なお、その後も被告が正当化・固定化し、相当に助長した社会的差別・偏見による影響が大きく作用して、原告らにおいて、優生手術に係る国家賠償請求訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境が続いてい

た」と認定した。

そして、「原告において、除斥期間の適用をそのまま認めることは、著しく正義・公平の理念に反するというべきであり、権利行使を不能又は著しく困難とする事由がある場合に、その事由が解消されてから六カ月を経過するまでの間、時効の完成を延期する時効停止の規定(民法二五八ないし一六〇条)の法意に照らし、訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境が解消されてから、六カ月を経過するまでの間、除斥期間の適用が制限される」として、除斥期間の適用を制限できることを認めた。

しかし、原告らにおいて、訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境そのものは、平成三〇(二〇一八)年一月三〇日(第一次仙台地裁判決)から間もない時期には解

消されており、原告らが訴訟提起した令和元(二〇一九)年二月三日は、すでに六カ月以上経過しているため、除斥期間の適応を制限することは相当であるとはいえないとして、原告らの請求を棄却した。

### 三 原判決の問題点

確かに、控訴人らが手術をされてから四〇年以上提訴ができなかったのは、「訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境そのもの」が控訴人らの前に大きな障壁となつて、裁判をすることを阻んでいたからである。しかし、半世紀近く控訴人らの提訴を阻んできた障壁が、控訴人らが、仙台で優生手術に関する国家賠償請求訴訟が提起されたことを知ったというだけで、一瞬で解消するはずはない。

「訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境」とは、いったい何を指すのであろうか。少なくとも、ここにいう訴訟提起の前提となる情報には、控訴人がされた不妊手術が、違憲な優生保護法の優生条項に基づく「優生手術」であるということ、すなわち、「控訴人が優生手術の被害者である」という情報が含まれることは明らかである。

控訴人が仙台の提訴のことも知ったとしても、自分がされた不妊手術が優生手術であることが

わからなければ提訴などできるはずがない。そして、控訴人が仙台の提訴のことも知った時点では、まだなお、控訴人らが「控訴人が優生手術の被害者である」という情報にアクセスすることが著しく困難な状況は、依然として根強く社会に存在していた。

優生保護台帳などは廃棄されてとうになく、手術を受けた医療機関もすでに廃棄しており医療記録も一切残つてはいなかった。唯一確認できる手がかりとすれば、手術痕の診断書だけであった。しかし、優生手術をされたことによつて生じた、「不良」という非人道的かつ差別的な烙印を押された状態は、仙台で裁判が起された後でもなお変わらず、ステイグマとして社会の奥深くに浸透していた。

もつとも大きかったのは、今なお残る診断書取得をも阻む社会的差別・偏見である。主治医の産婦人科医や内科医をはじめ、四〇件もの病院に診断書作成を要請したが、その全てに断られた。一時金支給法のポスターが貼つてある病院でさえ、平気で断るのである。そのため、手術痕の診断書取得までには、実際四カ月もの時間と大変な労力を要した。

すなわち、控訴人らにとっては、「訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境そのもの」は、令和になつても依然統

いでいたのである。

### 四 高裁判決

高裁判決は、主として提訴の困難性について優生手術の被害者を取り巻いていた社会的な境遇や当事者の個別具体的な事情をとて丁寧に検討を行った。その結果、優生手術を受けた者が、国家賠償請求訴訟を提起するためには、自らが不妊手術を受けたこと及びそれが旧優生保護法に基づく優生手術に当たることを主張立証しなければならぬところ、優生保護法が正当化・固定化し、助長した優生手術を受けた者に対する差別や偏見が残る中で、訴訟提起のための準備を整えることは、客観的にみて、著しく困難な状況にあり、診断書を取得するまでは、控訴人らの被控訴人に対する国家賠償請求権の行使という権利行使を客観的に不能又は著しく困難とする事由があると認定した。

そして、診断書取得から四カ月で訴訟提起をしている本件につき、除斥期間の適用を制限し、国に損害賠償を命じた。画期的かつ字義通り血の通つた判決であった。

### 五 上告受理申立

国は、二月八日、前記判決に対し、上告受理申立てを行った。

# 京都市の団体交渉拒否を違法とし、 組合への賠償を命じた京都地裁判決

京都 大河原壽貴

## 一 京都市に団交を応諾させた 一九八九年の闘争

学童保育は、放課後の学びや遊び、生活の場であり、子どもたちにとっては欠かせない施設です。児童福祉法においても、市町村が自ら、あるいは、事業者と連携して学童保育事業を担うこととされています。

京都市は、民間の団体や法人に委託して学童保育事業を営んでいます。委託にあたり、京都市は職員処遇実施要綱(以下「要綱」)を定め、委託先に守らせてきました。要綱では、職員の基本給について、京都市職員に準拠する俸給表が定められ、昇給や手当等も詳細に定められるなど、要綱によって、職員の賃金・労働条件が確保されてきました。他方、職員の賃金・労働条件が要綱によ

って定められているため、労働者が、学童保育所や児童館を運営する団体・法人と労働条件をめぐって団体交渉をしても、実質的な交渉ができない状況が続きました。そのため、一九八九年、福祉保育労働組合京都地本(以下「組合」)は、要綱を定める京都市に対して団体交渉を求めました。

組合の団体交渉申入れに対し、京都市が、直接の雇用関係がないことを理由に団体交渉を拒否したことから、同年三月、組合は、京都地方労働委員会(当時)に対し、不当労働行為救済申立を行いました。労働委員会の審問を経て、和解協議が進められていた同年九月七日、京都市は組合に対し、京都市長名で団体交渉に応じることを自ら認めたのです。

その後、二〇一九年に至るまでの三〇年間、組合は京都市との団体交渉を毎年継続してきました。

## 二 京都市の再度の団体交渉拒否と 一部救済命令

二〇二〇年四月三〇日、京都市は、要綱の変更と、委託先に支払われる人件費の算定方法の改善を一方的に行いました。職員の労働条件に直結する改悪が、労働組合との交渉を経ずに行われたのです。

組合は、これに対する抗議と団体交渉申入れを行いました。しかしながら、京都市の回答は、まるで三〇年前に遡ったかのように、直接の雇用関係がないため団体交渉に応じる義務はないとの回答でした。同年二月二三日、組合は、京都府労働委員会に対して、再び不当労働行為救済申立を行いました。

二〇二二年六月一日、京都府労働委員会は、組

合員のうち「京都市学童保育所管理委員会」で働く労働者について、京都市に対して団体交渉に応じることを命じる一部救済命令を発しました。一部の組合員のみにとどまるとは言え、直接の雇用関係にない労働者について、労組法上の使用者性を認めた画期的な命令でした。

### 三 労働委員会命令を守らない 京都市に対する提訴

組合は、労働委員会命令を受けて、ただちに京都市に対して団体交渉を求め、約半年の間に四回もの団体交渉申入れを行いました。しかしながら、京都市は労働委員会命令に従わず、いずれの団体交渉申入れに対しても拒否を続けたのです。労組法は「救済命令等は、交付の日から効力を生ずる」(同法二七条の二第四項)と定めており、京都市は「遅滞なくその命令を履行しなければならぬ」(中労委規則第一号四五条一項)のです。京都市の団体交渉拒否が労組法に反することは明らかでした。

二〇二三年二月一日、組合は、京都市の労組法・中労委規則違反の行為が、組合の団体交渉権及び団結権を侵害する不法行為にあたることを理由として、京都地裁に損害賠償請求訴訟を提訴しました。主に、労働委員会命令後の団体交渉拒否を問題としたことから、事実関係に争いはなく、

三回(実質的には二回)の弁論のみで、人証調べもなく審理は終結し、同年二月八日、判決が言い渡されました。

### 四 京都市の団体交渉拒否を違法とし、 賠償を命じた京都地裁判決

京都地裁判決は、労働委員会命令によって使用者である京都市に課される義務は公法上の義務であり、これによって直ちに、団体交渉を求める私法上の権利が組合に認められるのではなく、私法上の権利を侵害した違法があるとまでは認められないとしながら、本件については、①「団体交渉」という呼称で協議する機会が約三〇年間にわたって持たれてきたこと、②その協議では、基本給及び諸手当といった職員の労働条件に関する事項について議論をし、合意が形成されていたこと、③協議の機会が、組合が一九八九年に労働委員会に救済申立を行い、京都市が団交に応諾する旨回答したことにより始まったものであることから、組合が京都市との間で団体交渉することに強い期待を有することについて合理的な理由があると判示しました。

その上で、京都市が、労働委員会命令後、組合から再三にわたり団体交渉の申入れを受けたにもかかわらず、救済命令の未確定を理由に団体交渉に応じない態度をとることについては、自らの従

前の態度に違うものであって、組合の合理的な期待を著しく損なう行動であると判示しました。本件については、労働委員会命令が確定する前であったとしても、京都市が団体交渉に応じることに對する組合の期待は合理的なものとして私法上の保護に値する利益であり、京都市は、労働委員会命令による公法上の義務に違反して、団体交渉に係る組合の合理的期待を侵害したものと、国賠法上の違法性があるとし、三組合に対して各一〇万円(合計三〇万円)の賠償を命じました。

今回、労働委員会命令が確定する前の段階で、団体交渉拒否が続いていたことについて、団体交渉の相手方である京都市に対し、組合の合理的期待を侵害したとして国賠法上の違法性を認めた点については、画期的な判断といえることができます。本件は京都市が控訴したことにより控訴審での審理に移ります。また、労働委員会命令に対する取消訴訟(組合と京都市の双方が提起しています)も続いています。京都市に対して、再び団体交渉に応じさせ、学童保育所・児童館職員の労働条件に責任を持たせるよう全力を尽くします。

# 名張毒ぶどう酒事件の最高裁決定

## ～ $\frac{1}{5}$ の無罪判決付死刑判決～

愛知県弁護士会 夏目 武志  
(名張事件弁護団)

1

名張毒ぶどう酒事件の第一〇次再審請求で、令和六(二〇二四)年一月二十九日、最高裁が故奥西勝さんの妹岡美代子さん(九四歳)が申し立てた特別抗告を棄却する不当決定を行った。もともと、裁判官五人のうち、宇賀克也裁判官は、再審を開始すべきという反対意見を述べている。

決定文は全部で二二頁であったが、一二頁中段までが棄却決定、その後、二二頁中段～二〇頁までの約半分が宇賀反対意見で、その内容は完全な再審開始決定となっている。

つまり、今回の最高裁決定は、特別抗告棄却という結論においては死刑判決を維持するものであるが、五人の裁判官中一名は、再審開始の実質無罪という結論を明確に表明しており、決定文の分量という観点から見ても、死刑判決と無罪判決がほぼ半分ずつ同居するという、衝撃的ともいえる構成となっている。

死刑再審事件において、最高裁判所でこのような形で決定がなされるということは、まさに異例というほかない。

以下、事件やこれまでの経緯、決定内容、その問題点などについて簡単に説明したい。

2

名張事件は、一九六一年三月に三重県名張市の公民館で開かれた懇親会で出された

ぶどう酒を飲んだ五人の女性が死亡した事件である。

奥西さんは、第一審で無罪となったが、控訴審で逆転死刑判決を受け、上告棄却により死刑判決が確定した。

一九七七年には、日弁連が奥西さんの再審支援を決定し、今日まで半世紀にわたってたたかいが続けられてきた。

二〇〇五年四月には、第七次再審請求において名古屋高裁で再審開始が決定されたが、その後不当にも取り消された。

奥西さんは第九次再審請求の途中で病に倒れ、二〇一五年一〇月四日、獄中で帰らぬ人となった(享年八九歳)、その後、奥西さんの遺志を引き継いだ岡さんが新たな再審請求人として、二〇一五年二月六日、第一〇次再審請求の申立てを行っていた。

以上が名張事件のこれまでのおおまかな経緯である。

平たくいえば、名張事件は、無罪↓死刑↓無罪↓死刑と、さながらジェットコースターのごとく天国と地獄を行き来しており、今回の最高裁判所の決定では、ついには無罪と死刑が両論併記されてしまったかのごとき様相を呈しているのである。

以上の経緯からも明らかとなり、名張事件ほど「疑わしきは被告人の利益に」という大原則の

真価が問われる事件はないといっても過言ではない。

3

第一〇次再審では、弁護団はぶどう酒瓶の外栓の耳に巻いてあった封緘紙の裏面には、製造時に塗布された糊(CMC糊)に重ねて別の糊(PVA糊)が塗られていることを明らかにした鑑定(以下「糊鑑定」という)等を提出した。糊鑑定によって、真犯人がぶどう酒瓶の封緘紙を取って開栓し、毒物を混入後閉栓して封緘紙を貼り直すという偽装工作をした疑いがあることが明らかになった。このことは、奥西さんが捜査段階で行ったとされる自白と決定的に矛盾するものである。また、ぶどう酒瓶に毒物を混入することができたのは奥西さんしかないという確定判決の論拠も崩れるものである。

しかし、請求審は鑑定人の証人尋問など必要な事実取調べを何ら行うことなく再審請求を棄却し、異議審も同様にして再審開始を認めなかった。弁護団は、特別抗告審において、糊鑑定について専門家の意見書、鑑定書等多数の新証拠を提出し、糊鑑定の信用性をさらに補強した。また、検察庁によって開示されていない証拠が二〇〇頁以上存在することを明らかにしたうえ、裁判所に対し、証拠の全面的開示命令を発するよう求めた。それにもかかわらず、今般の最高裁決定は大量

の未開示証拠の開示命令すら行わずに特別抗告を棄却したのである。

4

私が今回の決定を読んで最も怒りを覚えたのは、糊鑑定の評価にあたり「疑わしきは被告人の利益に」の原則に反すると思えなような判断を行っているところである。

具体的には、決定は、鑑定で用いられたATR法という方法に関し、ぶどう酒の瓶に貼られていた封緘紙や、封緘紙の貼り付けに使用されていた糊の各成分自体が正確に確定し難く、封緘紙が採取されるまでの過程や、その後の保管過程で、何らかの物質が付着した可能性が拭拭できないなどと述べ、ATR法を用いた糊鑑定では、封緘紙に付着した物質を特定し、封緘紙がぶどう酒への毒物混入後に再度封緘された可能性を示すことは相当困難であるなどとして、糊鑑定の証拠価値を消極的に評価したのである。

このような言い方をされたのでは、弁護人としては実現不可能な無理難題を押しつけられたに等しく、結論ありきの言い回しに私は怒り心頭であった。

しかし、これに対し、決定書後半部分では、宇賀反対意見が「PVA以外の何らかの物質がこのピークを形成する可能性がある」という指摘は、一般論としてはそのとおりであるといえても、前記

3の事実関係の下で糊以外の物質の付着が想定し難い状況の下における抽象的可能性の指摘にすぎないのであって、その特定を事件本人側に求めるのは『疑わしいときは被告人の利益に』という刑事裁判の鉄則に反するように思われる。」と多数意見を

5

今回の決定を受けて、そもその素朴な疑問として、一人の最高裁判官が無罪の心証を抱くほどに「疑わしい」状況があるときに、なお死刑を維持するという判断が果たして「疑わしきは被告人の利益に」の原則との関係で許されるのか、と思う。

名張弁護団は今回の不当決定に誰一人としてへこたれておらず、団長を中心に、第一次再審請求で必ずや雪辱を果たすべく、次のたたかきに向けた活動を既に具体的に再開しているところである。



# STOP 共同親権

## 家族法改正に関する問題点

あいち 岡村 晴美

### 一 受難のDV被害者

一月三〇日、法制審議会家族法部会は、いわゆる「共同親権制度」の導入を含む要項案を採決した。今国会会期中の成立が目指されているという。一昨年には、困難女性支援法が成立し、昨年にはDV防止法改正、性犯罪に関する刑法改正等が行われるなど、暴力にさらされる女性の支援法の整備が進められてきたが、DV被害者支援の現場において、その「前進」を実感できない。

現在、DV被害者は、受難の時を迎えている。ワンオペ育児でモラハラを受け、貧困覚悟で子連れ別居した母親に対し、「連れ去り」「実子誘拐」などの強い言葉で非難することが横行している。家庭裁判所は面会交流を積極的に推進する方針をとり、DVは軽視されてきた。離婚後も、子の監護に関する調停や審判が何度も繰り返され、地裁での損害賠償請求訴訟、誘拐罪での刑事告訴、児童相談所への虐待通告がネット上で扇動されている。支配や執着、復讐を理由とした嫌がらせが、別居後や離婚後にも続くことを、Post Separation Abuseという。母親側の弁護士への業務妨害も起こりやすく、こうしたケースを引き受ける弁護士は一部に偏っている。筆者は、そうした事件ばかりが舞い込む、DV事件に愛された弁護士である。家族法改正は、DVや虐待の被害者保護を目指す

すべきであるが、今回の改正は真逆を向いている。現在の日本で、「共同親権制度」を導入することは、議論も調査も不十分であって、時期尚早である。要項どおりの改正がなされれば、加害者に幾多の武器を与える一方で、被害者を守る施策は皆無に等しく、シングルマザーいじめとしか言いようがない改悪となることを訴えたい。

### 二 「非合意強制型共同親権」という問題点

「共同親権か、単独親権か」という問題の立て方をされることがあるが不適切である。検討されるべきは、「離婚後の父母と子の関わり」をどう考えるかということであり、法制度のあり方にはグランドデザインがある。

巷では、「単独親権制度のせいで子どもに会えない」という言説が広まっているが、誤りである。日常の監護に関する共同の規定は、現行法においても民法七六六条という規定がすでに存在しており、当事者間で協議ができない場合には、子どもの最善の利益にかなうよう裁判所が審判で命じることができる。子どもに会えるか会えないかという問題は、親権制度の定め方に原因があるものではない。

今回の改正は、当事者間に合意がなくても、親権行使を共同で行わなければならないと命じてよ



いかが論点である。共同決定の合意すらできない父母に、子どもに関する決定を共同で行うことを裁判所が強制すること(非合意強制型共同親権)が、果たして、子どもにとって望ましいことなのかという問題である。

### 三 不安にさらされ続けるDV被害者

例えば、共同親権が命じられれば、高校受験でこの高校を受けるかの許可を、別居親から取らねばならず、許可を取るためには成績などの情報を事前に提供して説得する必要がある、許可を得られなければ、裁判所に申し立てることになる。それを守らないと共同決定義務違反とされ、損害賠償請求が起されるリスクがある。協力的な関係にある父母が合意のもとで行う共同親権であれば問題がないが、それは、現行法のもとでもできることである。

「DVは除外されるはずだ」という指摘もあるかもしれないが、DVは証明が難しい。例えば、子どもの服装、髪型、身だしなみ、行儀に関するクレームめいた注文を、面会交流の都度に箇条書きにして渡してくるような別居親を考えてみて欲しい。親権を共同行使することは心理的負荷が強く、共同親権に不適切なケースであると思われるが、DVとして除外できるのかは疑問である。

また、離婚時に同居親が単独親権を勝ち取った

としても、数年後に、単独から共同への親権者変更の申立てが起こった場合、疎遠だった期間においてDVが認定される可能性は低く、除外されなくなるのではないか。そうだとすれば、DV被害者は子どもが成人するまで不安にさらされてしまう。そのように同居親を追い込むことが、子どものためになるのか。

### 四 DV被害者側弁護士に対する攻撃

筆者は、二〇二〇年一〇月から、共同親権問題のワニイシューで発信をしている。その結果、さまざまの嫌がらせを受けている。代表的なものとして、SNSにおける、「実子誘拐ビジネス」「養育費ピンハネ」「公金チューチュー」という非難がある。「養育費から弁護士費用をピンハネするために子どもを連れ去るように唆し、DVシエルトーなどと連動して補助金をむさぼるビジネスをしている」というのだ。「家族解体をまくろむ左翼」「早くこいつを逮捕しろ」「バカ」「アホ」「低能」「ブス」「何でもかんでもDVにしゃがって、お前の顔の醜さが精神的DVだ。紙袋でもかぶつてろ」「内臓破裂して死ね」等の中傷もある。所属する弁護士会

はもちろん、筆者が関連する地方公共団体、講演の主催者、テレビや新聞などのマスコミにもクレームの電凸(でんとつ)、「電話による突撃」の略があり、怪文書、怪FAX、怪メールが送られ、成

りすましによるバイト応募が六〇件あったほか、SNS上で危害をほのめかす書き込みをされ、警察から安否確認の連絡が入ることもあった。

こうした事態は、「一部の者の暴走」ではなく、水山の一角である。独善的な認識に基づく激しい攻撃性にさらされていた被害者が自分で声を上げることが困難であることに思いをはせていただきたい。

### 五 おわりに

「離婚後も父母が協力的に関わることで子どもに良い影響がある」ということを否定する者はいないが、それを、「離婚後も父母が協力的に子どもに関わることが望ましい」という理想に書き変え、民法に書き込んで実現しようとしているのが共同親権制度である。理想に合わない機能不全家族のDVは、軽視されるばかりか敵視される。「虚偽DV」という言葉は、それを端的に表している。現実には即した慎重な議論がないままに、共同親権制度が導入されることには反対である。

本稿は二〇二四年三月六日時点の論考である。

新春特別企画

憲法委員会企画

座談会

「ジェンダー問題と法律家の役割」〈第一回〉  
「『らしさ』に抗う

出席者

清末 愛砂 (青法協議長・  
室蘭工業大学教授)

大崎 茉耶 (七五期)

河西 拓哉 (七五期)

広谷 渉 (七五期)

○コーディネーター

太田 啓子 (五五期)

憲法委員会では『ジェンダー問題と法律家の役割』のテーマで二〇二三年二月二六日に座談会を行いました。本稿では、その座談会の内容を掲載いたします。(三回連載)

「自己紹介」

**太田** 本日コーディネーターを務める太田啓子です。私は二〇〇二年に弁護士登録をして、離婚事件を主にやりながら、性差別構造が分かっていた感じもあるので、そういう話もぎつくばらんにできればと思います。

**河西** 武蔵小杉合同法律事務所の第七五期の河西です。私は主に入管事件や外国人の技能実習生の問題などをやりたいと思います。弁護士になりました。

ただ、性差別問題も外国人差別の問題と底の部分では共通する部分があると考えています。そういった意味で、Collabo弁護士団にも参加しています。よろしくお願いします。

**大崎** 第七五期の大崎と申します。私も神奈川県で弁護士を始めて、いま一年目が終わろうとしているところです。

私は富山県出身ということもあり、地方の女性の地位に関心があり、弁護士になりましたが、地方の女性の問題から入るのは難しかったので、

女性の問題、貧困とかの問題や、ロースタールのときに同性婚訴訟が始まったので、その弁護士団にも入ったりして、割と女性に限らず、最近は性的マイノリティを中心とした活動をしています。よろしくお願いします。

**広谷** 横浜法律事務所、第七五期の広谷と申します。私はもともと労働事件に興味があり、今の事務所に入りました。特に労働組合の事件に関心があります。その中で、差別と闘うことが、きちんと人同士が連帯する上で一番重要ではないかと思っていて、差別と闘うこと、連帯を目指す形で、何か弁護士として活動できたらと思います。よろしくお願いします。

## ■家庭における性別役割分担

**太田** 大崎さん、地方の女性の問題に興味を持ったというきっかけなどをもう少し話していただけますか。

**大崎** 最初は小さいことです。「女の子だから」「お姉ちゃんだから」というような違和感がすごくあって。大学から東京に出ましたが、うちの地元は割と高校受験が一番大事というところがあり、大学より高校が見られるような感じの地域です。高校受験するときとか、大学受験するにしても「勉強だけでも駄目だよ」というように、親からはすごく言われていました。

でも、私が高校生の時に、今度はうちの弟が高校受験になりますが、彼はそんなことを言われたこともない。高校受験を邪魔されてしまうと、それこそ東大が選択校に入る学校に行けません。田舎だから予備校とかも全然充実していないから、きちんと偏差値の高い高校に入らないと、その先がだいぶ狭まるという。

**太田** 私の本の読者や講演の参加者から、すごく、家庭内で、男の子と女の子が違う扱いを受けているのをあちこちで聞きます。河西さんはご家庭はどうでしたか。

**河西** 家庭は男二人兄弟で、父はすごくマッチョな感じで、僕もその呪いを受けていたと思いま

す。高校あたりからは父のことを疑えるようになったものの、マッチョな価値観みたいなものは割と最近までひきずっていたと思います。ただ、母のほうが入りが多くて、僕が中学ぐらいからずっと単身赴任でいなかったの、少なくとも僕は中学生高校生のころからは、男が家事をするのは割と当たり前になってました。

**太田** 広谷さんはいかがですか。

**広谷** うちの母は博物館勤務の学芸員なので、父は大学で講師をやっていて、家はずっと本とかがたくさんある感じの家で、そういう押し付けのようなものを感じたことはありません。私が男性だからというのもあるのかもしれませんが、僕と弟に対し、特にあまりなく、割と自由放任という感じでした。

**太田** 私は性別問わず、誰の中にも、この社会に生きている以上、ジェンダーバイアスから完全にフリーではいられないと思ってるのですが、この問題について割と話しやすい男性はいるので「どうしてあなたはそうなの？」ということをしごく知りたいと思っています。

**清末** 太田先生がおっしゃった、話しやすい男性がいるという点は、ものすごく理解できます。私の父はまさにジェンダー平等を実践する人だったからです。父は私が学生のときに病死しましたし、その前は海外にいたことが多かったので、一

緒に過ごした時間は少なかったとはいえ、家事をする意識を非常に強く持っていると思ってきました。

それはなぜなのかということを見ると、父の実家はサラリーマン家庭でもありながらも、一方で農業もやり、漁業権も持っていたので、海で採ってきた海苔を加工する小さな工場もやっていたのです。ですので、とにかくやらないといけないことが多くて、家族全員が絶えず動いていました。その結果、父は小さいときから、家族皆で家業をやるのが普通だったので、家のなかで家事等を一切やらずに、どーんと座っている人がいるのはあり得ない世界で育ちました。

加えて、父は「女の子だから、こうすべきだ」というようなことを、私や姉に一切言いませんでしたし、そういう雰囲気を出すこともありませんでした。

## ■「性別役割分担」に抗う

**太田** 本当にジェンダー平等的な家庭で育つと、確かに「うちって世間と少し違うかもしれない」と気づく経験があると思いますが、具体的に何歳ぐらいのときにどういう経験がありましたか。

**清末** とりわけ思い出すのは、学生時代に、サークルで合宿に行ったことです。女性の参加者だけが食事の準備をし、男性の参加者はご

飯ができるのを待っている光景に驚きました。うちの環境では考えられないことだったので、「何で男は座っているの?」「座っていたらご飯が出てくるとでも思っているの、この人たち」「こんなこと、うちではあり得ない」と思っていました。

**太田** 私は昔はバーベキューで取り分けをしようという女子とか、とにかく女の子として認められるポジションにしてみたかったとかそういう時代もありました。いったい何が私をそのように刷り込み、ゆがめてきたのだというような思いもずつとあるのですね。

**清末** 自分の経験で言うと、何もせずにどーんと座っている男性たちもいやだったけれど、それ以上に、性別役割分担を嬉々として引き受ける女性たちから受ける圧がすごいやでした。この場合の圧には、先輩や後輩の関係といった別の圧も加わります。先輩がやっているのに後輩は座ったまま何もやらないのはどうなのか、といったものです。立つて準備をしている女性たちのほうから、こういう圧をより強く感じていました。

**太田** これは大崎さん、どうですか。

**大崎** 意外とサークルは、みんなでワイワイやるタイプだったから、まだよかったなと思います。普通の法律サークルで、「法学部で友達つくろうよ」ぐらいの緩いつもりでした。でも、今でも先輩の結婚式にみんなまで参加したりするぐらいの仲

ではあります。そうやって続くのも、当時のやな思いをしていないからこそ、みんな統いているのかなと、何か不思議な感じですね。

**太田** 男性陣、広谷さんはどうですか。

**広谷** 取り分け問題で言うと、「自分でやりませんか?」と言うほうです。あまりよろしい光景ではないので。私の世代とかだと、割と自分たちで取り分けてしまおうと思います。

誰かが取り分けようとして、特にその場にいる女性とかが取り分け担当になってしまおうようなのは、よろしくないと思いますし、そうならないようにしたい。

**河西** 僕は、悪い意味ですつと男子校的な環境にいたので、そういう女性を取り分けるような場面は、あまり見えてこなかったようなところがあります。ただ、取り分けるとか、それは男だけの場面でもありました。例えば、下の人間という感じで。それはやはり人間として対等なはずじゃないですか。誰かがその役割を担わせられる。後輩だったたり、女性だったりというのは、もうやめていったほうがいいですね。

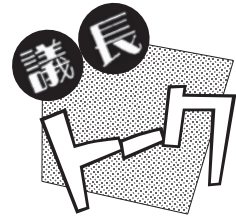
**太田** 女性だけの集まり、例えばPTA役員の時年会とかそういう場というのは、「気配り競争」みたいななることがあると思います。これはこれでなかなか疲れる気がします。本当は結構内心疲れていてもやめづらいという圧もあるかもしれない、

やっぱ、「気配りができること」を評価される女性ジェンダーの刷り込みの根深さを思ったりします。

**清末** そういうときに、妙に張り切ってしまう人が多々いますね。私はそういうときはあえて張り切らないのです。飲み会とか会食とかでも、最初から自分は基本的に人に酒をつがえないとか、そういうのを自分で決めています。結構、最初は勇気が要りましたが、このようにしないと社会は変わらないので、そうすることにしたのです。

私の世代は大変かもしれないけれど、次世代にはそういう思いをしてほしくないと思うっていました。それは学問に関しても同じです。例えば、ジェンダー視点から既存の法学をとらえなおす学問として、ジェンダー法学というものがあります。以前より知られるようになってきたとはいえ、我々の世代でも総じて法学関係者の間では、まだそれほど根づいていません。私がジェンダー法学にこだわるのは、ここで頑張つてやっておかないと、次世代が失望すると思うからです。もつとと言うと、自分たちの世代でなんとかしてほしいと思うものの、なかなか変わりそうもない問題に関しては、次世代のことを意識に入れて動いていくことも重要だと思っています。

(次号に続く)



## 「70周年記念集会 におあつまり ください!」

先月に引き続き、七〇周年記念集会「平和と人権のために」の宣伝です。

二〇二四年四月五日、東京の学士会館にて行います。午後一時から、内藤功先生の記念講演、そして「日米安保体制を問う」というパネルディスカッションを行い、会員からの活動報告と行動提起、夜はパーティです。既に多くの方に参加の登録をさせていただいていますが、まだまだ参加募集中です。今回はこの中の、「行動提起」について、お知らせします。

今回の行動提起の目玉の一つに、「青法協平和と人権基金」への賛同、協力があります。この提起に至ったのは、今回の集会を準備するまでに次の議論があったからです。

一、現在の憲法情勢は、戦後最悪レベルに危機的ではないか。この点は前回もこの集会の趣旨としてお話ししましたね。なのでくどくど申しません。

二、青法協の一つの役割としては、憲法を發展させる若手法律家の学びの場にある、ということ。

もともと青法協は、修習生と法科大学院生に会員組織があり、弁護士者合同部会（以下、弁学）がそことつながることで、若手法律家の学びを具体的に創造する組織として活動してきました。それは修習生部会や法科大学院生部会の活動を支援するというにとどまらず、弁学の集まりである全国ミーティングに、全国から学生、法科大学院生、修習生といった皆さんが多く参加してくれるというにまで發展しています。

私が弁学議長に就任した二〇二二年の沖縄総会では、石川町の米軍機墜落現場、広島での陸軍被服支隊、三重での四日市公害訴訟の現地、熊本でのハンセン病施設、近時の福井の原発など、全国ミーディングではオプショナルツアーでのフィールドワークも、非常に学びの深い機会となっており、そこにこれら

の後輩たちも参加してくれています。

参加を希望する後輩たちに、できるだけたくさんの方にこうした学びの機会に参加してもらい、彼らに憲法を發展させる法律家になっていただく。このことを、私たち青法協全体の組織的活動にしていこう。

このための学びの現場として、日米安保体制を問うための「現地」として、今年は沖縄の基地等の見学ツアーも企画していく予定です。大学の夏季休業期間中に、後輩たちにこうした現場の学びをしてもらう。

そのためには、相当な資金が必要です。今後継的に全国ミーティングや沖縄ツアーといった企画に、一〇人、二〇人といった後輩たちを組織するには、数千万円単位のお金が必要になります。

今回青法協の提起する目玉は、こういう内容なのです。これまでトライしたことのない課題ですが、会員諸氏のみならず、ご支援をお願いしたいと存じます。

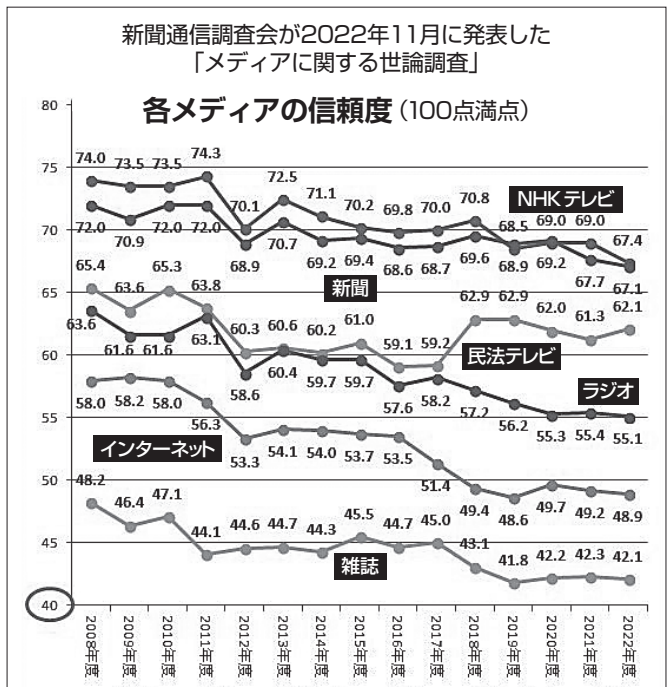
（青法協弁学合同部会議長 笹山尚人）

# 「テレビ輝け! 市民ネットワーク」 について

東京弁護士会 杉浦ひとみ

## 1 テレビの役割

全国ネットテレビ各局において影響力あるキャスター、司会者の降板が相次いで起こり、流されるニュースが画一化される一方、スポーツ番組に多くに時間が割かれ、またバラエティ番組の多さが目に付きます。国内外で、私たちが主権者としてもっと知らなければいけない情報が流されていない、そんな傾向が強くなってきているように感じます。日常に関わる政治の問題、国際社会の問題などを、わかりやすく、もつと時間を割いて情報を提供すべきではないでしょうか。ネット情報の普及もありテレビ離れが進んでいるとはいわれますが、しかし、調査によれば、世間ではまだまだ、NHKや民放のテレビに対する信頼が高いことがわかります。スイッチひとつですぐに映像や字幕と音声が一体となり短時間にインパクトのある情報を流す、有効なメディアであることは間違いありません。それだけに、主権者である国民の知る権利に資するという報道機関の使命を果たさないものであれば極めて有害です。しかし、大きなメリットを持ち、なお国民からの



信頼を得ているテレビというツールを捨て置くのはあまりにもつたいなく、テレビに本来の姿を取り戻させ、輝かせたい、そう考えた私たちは、心あるジャーナリストが不満をつのらせている現実にも期待を込め、このネットワークを三カ月ほどの準備期間を経て今年一月一日に立ち上げました。

## 2 現在のテレビの実情の裏にあった政府の動き

放送法第四条第一項に定める「政治的公平」の解

釈について、二〇一四―二〇一五年当時の総理補佐官と総務省間での次のようなやりとりがあったことが、二〇一三年、総務省ホームページに開示されました。これまで政治的公平性は、放送事業者の全体の放送内容を見て決められるべきとされていたものを「単一プログラムを見て判断する」とされた、というものです。そして、二〇一六年当時の

の高市総務相は、政治的な公平性を欠く報道が繰り返された場合の電波停止にまで言及したのです。このように、表現の自由、報道の自由を侵害しかねない政治の動きは、第二次安倍政権下で日本のテレビジャーナリズムにおいて、戦争、人権と民主主義について、市民の立場に立つて公権力を批判する報道・論評を行う方たちが排除されていた現実と平仄のあうものでした。個人的にも極めて印象的だったのは、元官僚古賀茂明氏の報道ステーション降板事件です。当時、知人であった後藤健二氏から二〇一四年一〇月シリアに向かうと聞きました。彼は障害をもつ小一男児の体罰事件の裁判を支援して下さっており、最後の言葉は「その子のために頑張つてほしい」でした。翌二月に後藤さんがISに拘束という情報が流れました。そんな頃に安倍首相は中東歴訪中の演説で、IS対策として周辺国に総額二億ドルの支援を表明。これが後藤氏の危機につながることから、日本国民は安倍と同じ考えではないことの見解表明とし

て元官僚の古賀茂明氏は、報道ステーションで「am not ABE」のフリップを掲げました。このように自由な発言をする古賀氏は降板となりました。古賀氏は著書の中で降板の背景に政権の介入があったと書かれています。

### 3 株主提案権という経営参加の権利の活用～なぜ株主として闘うのか

報道についての政府の動きに抗議をする動きはあります。先の高市総務相の停波発言については、ジャーナリスト田原総一郎、岸井成格、鳥越俊太郎、青木理、大谷昭宏、金平茂紀諸氏が「発言は、憲法や放送法の精神に反している、怒っている」旨の声明を発表しました。しかし、外からの批判は、抗議への反論も意見も放送会社から引き出すことはできません。逆に対立構造となり、放送会社聞く耳を閉ざさしてしまうおそれもあります。

また、放送における言論・表現の自由を確保しつつ、視聴者の基本的人権を擁護するため、放送への苦情や放送倫理の問題に対応する、BPOという第三者の機関もあります。調査、審査から結論までに数カ月を要するほか、結論に対する会社の反応を義務として求めることはできません。

そこで、私たちは、株主として、会社に提案し、企業の利益に繋げることを目的に動こうと考えま

した。放送会社は、憲法が保障する国民の知る権利(憲法二二条)に資するものとしての報道の自由を実現する立場にあります。会社がその使命を果たすことよって社会に貢献し、収益を上げることを内部から促したいのです。そして、株主提案については、会社は株主の声に応える義務があるのです。

この株主提案権は会社法三〇三条で保障される経営に参加する権利の一つです。同条二項によれば、総株主の議決権の一〇〇分の一以上の議決権又は三〇〇個以上の議決権を六カ月前から引き続き有する株主に限り、取締役に対し、一定の事項を株主総会の目的とすることを請求することができるのです。

当ネットワークでは、メンバーの一部である約五〇人がすでに昨年(二〇一三年)九月には、テレビ朝日ホールディングスの株主となり、総額約五〇〇〇万円を支払い三〇〇〇個以上の議決権を得て、権利行使の要件となる保有株式数、保有期間を満たしています。

本ネットワークでは、以下の二つを目指します。

- ① テレビ各局の幹部、社員と市民視聴者の対話、シンポジウムなどの開催
- ② 会社法に基づく株主提案を行い、法律上の権利に基づき回答を求めます。
- ③ 株主提案権はアメリカ及び日本で株式会社に対して発言に回答を求める市民運動の方

法として一定の成果を上げています。日本でマスメディア各社に対してこの方法で市民が発言するのは初めてです。

今回、テレビ朝日を取り上げたのは、安倍政権の介入があつたのか、その事が今も尾をひいていないか強い関心を抱いているからです。取り組み

が報道の自由を守る現場の人びとの力になることを願っています。

## 青法協創立七〇周年記念集会とぜひご参加を！

楽しく学べて、刺激のある企画満載です！

4/5

七〇周年記念集会実行委員長

北村

栄

既

にお知らせをしているとおり、今年で青年法律家協会が設立されてから七〇周年になります。新憲法が制定されてわずか九年、青年であつた先人達が新風と志を掲げて設立した青法協が、みなさん達がその志を継いで今に至ります。一方、時代はウクライナでの戦争、台湾問題等が喧伝され平和と民主主義の危機が高まる状況になっています。

そのようなときこそ、我ら青法協の出番です。今回の記念集会是、その設立の原点に立ち返って、その志を再確認し、今私達が出来る行動を具体的に、リアルに語り合える場にしたと思っております。

そ

のため、様々な企画を用意しました。冒頭に、多数の著名な憲法訴訟に関与された内藤功弁護士に「安保条約と青法協の創立」について語って頂きます。三月で九三歳(六期!)の内藤先生、そばに居るだけで私は背筋が伸びます。

次に、孫崎亨さん、清末愛砂議長、中谷雄二会員、白充会員の「パネルディスカッション」日本安保体制を問う」を行います。それぞれ力を注いでこられた分野でのお話は説得力があり、新しい学びがあるでしょう。

そして、各地の若手中堅会員から活動報告もあります。同性婚訴訟等の最近の注目事件だけでなく

く、憲法ミュージカル、フェスティバルや、あすわかなどの幅広い活動も発表され、みなさん刺激を受けることとなります。

さらに、今回新たに創設する「平和と人権基金」の紹介と支援のお願いもします。これは若手がお金のことを考えずに幅広く活動できるためのもので、五〇〇〇万円を目標にしています。ペテランのみなさん寄附して下さい！ 若手のみなさん使ってください！

そ

して、お楽しみ第二部はパーティです。これまでの七〇年の歩みのスライド上映、レジェンドからのメッセージ等続きます。青法協の会員で良かった！と実感されるでしょう。さらに、今回は二五期までの先輩会員に、これまでのご活動、会費の納入に感謝して慎んで青法協のネーム入りの記念コップの贈呈もさせて頂きます。

楽しく、学べて、刺激のある企画満載ですので、ぜひぜひ、万難を排してご参加を。ウェブもあります、リアルで刺激を交流しましょう。



シリーズ  
憲法と私 ⑭

# 私と憲法九七条

東京 守屋 智大

## 実

務では参照される機会が少ない条文かもし  
れませんが、私が法曹を目指したきっかけ  
とかかわりが深い条文である、憲法九七条のお話  
をさせていただきます。

## 私

は、今年一月に旬報法律事務所へ入所しま  
した、七六期弁護士守屋智大と申しま  
す。この度、「憲法と私」シリーズにて、自己紹介  
を兼ねて執筆をさせていただきましたという貴重な機会  
をいただきましたので、憲法の条文を私が法曹に  
なった経緯に結び付けてお話しします。

私は、大学に進学した当初から法曹を志望し  
ていたわけではありませんでした。社会の仕組み  
や課題を幅広く学びたいと思い、社会学部を選  
びました。社会学部では、一八世紀の近代国家の  
誕生、一九世紀の社会運動の展開、二〇世紀の福  
祉国家の成立、そして二二世紀のグローバル社会

における世界の変貌という歴史の流れを学びまし  
た。また、ルールズをはじめとする様々な現代政  
治理論を踏まえ、現在や将来の社会を分析して議  
論を重ねました。その過程を通じて、私は、数え  
きれない歴史の経験や教訓を通じて人類が獲得し  
てきた積み重ねの上に現代の社会が成り立ってい  
ることを認識しました。また、過去から未来へ続  
く大きな歴史の時間軸の中に現代の社会を位置づ  
け、分析・検討することの意義や興味深さを体感  
しました。

この経験から、私は、自らの進路選択において  
も、現在の社会が抱える課題の解決に寄与し、将  
来に向けてよりよい社会の構築に貢献したいと考  
え、弁護士であればそれが実現できるのではない  
かと思つたことがきっかけとなり、法曹を目指す  
ことを決意しました。

## 法

曹を目指すことを決意したのは、社会学部  
四年生の時でした。それまで法律の学修経  
験が全くなかった私は、純粋未修として法科大学  
院に入学し、憲法、民法、刑法を初歩から学ぶこ  
とになりました。

初めて憲法の全ての条文を通読した時に目に  
留まったのが九七条でした。同条は、基本的人権  
が、イギリスのマグナ・カルタ、フランスの人権  
宣言、アメリカの独立宣言等、「人類の多年にわ  
たる自由獲得の努力の成果」で「過去幾多の試練  
に堪へてきたものであり、「現在及び将来」にわ  
たり「侵すことのできない永久の権利」として維持  
されるべきことを宣言するものです。

憲法が基本的人権というかけがえない価値を  
歴史の時間軸に位置付けて謳っていることを知つ  
た私は、自らが法曹を目指したきっかけとの重  
なりを感じ、初志を貫徹しようと決意しました。

## 私

が入所した旬報法律事務所は、労働事件  
を専門的に取り扱う事務所です。労働は、  
社会を生きる個人一人ひとりが自分らしく生きる  
ために必要不可欠な活動であるにもかかわらず、  
実社会では労働事件が後を絶たしません。労働事  
件の解決に携わることが、現在の社会が抱える課  
題の解決の一助となり、将来の社会を構築する礎  
になると私は考えています。また、課題に取り組

## 今後の日程

## 【第55回定時総会】

6月29日(土)・30日(日)  
北海道

## 【青年法律家協会

## 創立70周年記念企画】

4月5日(金) 東京

## 【第18回人権研究交流集会】

11月23日(土)・24日(日)  
東京

## 各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

## 【憲法委員会】

4月2日(火)10時～

## 【修習生委員会】

4月10日(水)10時半～

## 【広報委員会】

4月19日(金)18時～

改憲問題対策法律家6団体連絡会  
からのお知らせ

当部会も参加している改憲問題対策法律家6団体連絡会が、3月4日に改憲5党派への議員任期延長改憲公開質問状に関する記者会見を行いました。詳細はYouTubeで動画配信中です。



## 『国会議員の任期延長改憲』その危険な本質～軍事大国化の中での憲法審査会の動向～(パンフ)注文受付中

憲法審査会の今の動きを伝え、緊急事態における任期延長改憲の危険な本質をわかりやすく説明しています。政府自民党の進める「戦争する国づくり」「戦争するための改憲」にNO!の声を一層大きなものとするために、ご活用ください。



【申込フォーム】<https://forms.office.com/r/mfmXgTdMcE> (QRコードと同じ)

2023年10月3日発行 (A5判32頁)  
編集・発行：9条改憲NO!全国市民アクション/改憲問題対策法律家6団体連絡会

頒価100円(送料別途、ただし10部以上は送料無料)



むにあたっては、比較法的視点や隣接諸科学の視点を忘れずに持ち合わせるることによって、根源的な解決を目指していきたいと思えます。まだまだ未熟ではございますが、将来の社会が

よりよいものになるように、実務に取り組んでまいります。今後ともご指導ご鞭撻のほど、何卒宜しくお願いいたします。

## 編集後記

▼今月号から開始の座談会も事件報告等も人権課題の最先端を行くもので、大変勉強になりました。▼一月に新人ガイダ

ンスがあり、私が広報委員会について紹介しましたが、私が初担当したのは、二年前前で、担当後、編集後記で感想を書いていました。当時のレジュメは今とほぼ変わらず、ということは活動もほぼ変わらないということ。▼「夏合宿で二年を総括」のうち、以前は宿泊を伴う合宿をしていたのがなくなり、他方でオンライン併用、私の後輩の委員がいること等が違い。ただ、二年前にも書いた原稿検討のため、「情勢、青法協に目を向けておかなければならない」ということは不変です。▼新人ガイダンスのように私たちの活動を次世代の担い手に紹介することは、運動、取り組み自体を対外的に宣伝広告することと同じ位大事だと思います。素晴らしい活動をしていてもそれだけで担い手が増えるわけではなく、そのためには独自の努力が必要で、私も努力していきたいと思えます。

(中川勝之)